

■受取人が社員証や健康保険証等、法人に雇用されていることを示すものを持参できない場合

受け取りに行く者(代理人)は法人から委任を受けなくてはなりません。送付された「県公金送金通知書」の裏面(委任状)へ記載例のとおり記入・押印していただいた上で、代理人の住所・氏名が確認できるもの(注1)をご持参の上、支払場所に記載された金融機関の窓口で還付金をお受け取りください。

なお、住所(所在地)、名称(商号)、組織が変更となった場合は、その履歴(変更前後)が確認できる書類(注2)が必要となります。

(注1) 代理人のマイナンバーカードや運転免許証など

(注2) 登記事項証明書など

(記載例) ※表面と裏面の筆跡が同一の場合は、無効と判断され還付金を受け取れなくなります。

県公金送金通知書 (後1年とする。)				表面		通信欄
年度	送金通知年月日	送金通知番号	支払			
上記の金額を、この県公金送金通知書と引換えに支払場所においてお受け取りください。				支払場所		
				収入	栃木県会計管理者	印
				代理人が記入		
				本書金額を領収しました		年月日
				住所	代理人の住所・氏名を記入	
				氏名		
				様		

注意事項

- 債権者が個人の場合は、表面の受領欄にご自分の住所・氏名を記入し、指定された銀行の窓口へ提出してください。また、この送金通知書を持参した方について、債権者本人であることをご確認ください。
- 債権者が法人の場合は、表面の受領欄に法人の住所・氏名を記入し、指定された銀行の窓口へ提出してください。また、この送金通知書を持参した方の職(肩書き)・氏名を記入して、指定された銀行の窓口へ提出してください。また、この送金通知書を持参した方について、債権者との関係を確認させていただきますので、社員証等をご提示ください。
- 代理人が銀行窓口へ送金通知書を持参する場合は、債権者が下欄の委任状の代理人(窓口に来る人)氏名、債権者の住所(又は所在地)、氏名(又は法人名称等)を記入し、押印してください。表面の受領欄には、代理人が代理人の住所(又は所在地)、氏名(又は法人名称等)を記入して、指定された銀行の窓口へ提出してください。また、この送金通知書を持参した方について、代理人本人であることを確認させていただきますので、運転免許証等をご提示ください。
- 債権者の住所(又は所在地)、氏名(又は法人名称等)が変更になっている場合は、変更内容を確認させていただく必要がありますので、運転免許証の裏面備考欄、住民票又は登記簿等をご提示ください。
- この送金通知書を栃木県外(東京都、埼玉県等)の指定された銀行の窓口へ提出していただく場合は、支払場所が「足利銀行全店」となっておりますので、ご相談ください。
- 詳しくは、栃木県のホームページ(「栃木県 県公金送金通知書」で検索)をご覧ください。

裏面		本来の受取人が記載・押印
委任状	表面金額の受領を下の代理人に委任し、	債権者
代理人氏名	代理人の氏名を記入	住所
		氏名
		法人の住所・名称・代表者名を記入の上、代表者印または社印及び代表者の私印を押印